

埼玉県公安委員会規程第3号

責任者講習実施規程を次のように定める。

平成4年3月31日

埼玉県公安委員会委員長

責任者講習実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する責任者（以下「責任者」という。）に対する同条第2項に規定する講習（以下「責任者講習」という。）に関し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、その適正な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。

(責任者講習の頻度等)

第2条 責任者講習は、定期講習、選任時講習及び臨時講習の別に、施行規則第18条第2項に規定する頻度で実施するものとする。

2 責任者講習の1回の受講者数は、おおむね30人から100人までとする。

3 選任時講習を受けた責任者については、当該年度に限り定期講習を行わないものとする。

(講習時間)

第3条 責任者講習の種別ごとの講習時間は、次に定めるとおりとする。

(1) 定期講習 3時間以上4時間以内

(2) 選任時講習 3時間以上4時間以内

(3) 臨時講習 2時間以上3時間以内

(責任者講習の実施基準)

第4条 責任者講習の種別ごとの講習事項、講習細目、内容及び時間は、責任者講習実施基準（別表）のとおりとする。

(学級編成)

第5条 責任者講習は、講習の種別ごとに、事業所の所在地及びその場所を管轄する警察署の別等を勘案した上で学級を編成し、実施するものとする。

2 責任者講習は、次に掲げる業種に属する事業者（法第14条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）に係る責任者の別に学級を編成して行うよう努めなければならない。ただし、共通の講習事項に関しては、複数の業種に属する事業者に係る責任者に対して行うことができる。

- (1) 風俗営業
- (2) 飲食店営業（風俗営業に該当するものを除く。）
- (3) 銀行業その他の金融業、証券業及び保険業
- (4) 建設業及び不動産業
- (5) 卸・小売業、製造業その他の事業

（講習の場所）

第6条 責任者講習の会場は、受講者の利便を勘案するとともに、受講者数に応じて警察署単位、ブロック（複数の警察署の管轄を統合した区域をいう。）単位に設定するものとする。

（講習の方法）

第7条 責任者講習は、講習の場所における会場での集合講習、インターネット等を利用したオンライン講習又はこれらを組み合わせたものとし、当該講習の受講対象者に応じた効果的かつ多角的な教育手法を採用して実施するものとする。

2 責任者講習に使用する教材は、次に掲げるもので刑事部長が指定したものとする。

- (1) 不当要求（法第14条第1項に規定する不当要求をいう。以下同じ。）による被害を防止するために必要な知識技能及び不当要求に対応する使用人等の対応方法に関する教本
- (2) 暴力団員による不当な行為の実態その他暴力団又は暴力団員の活動の状況に関する資料

（講習計画の策定）

第8条 刑事部組織犯罪対策局捜査第四課長（以下「捜査第四課長」という。）は、毎年度、講習の種別ごとの受講者の見込み数、講習能力を勘案し、施行規則第18条第6項の規定に基づき、次に掲げる事項を定めた講習計画を策定しなければならない。

- (1) 講習事項の実施細目に関する事項
- (2) 講習時間に関する事項
- (3) 学級編成に関する事項
- (4) 使用する教材その他責任者講習の方法に関する事項
- (5) 講習体制及び部外講師の選定に関する事項

- (6) 講習実施の時期及び回数に関する事項
 - (7) その他責任者講習の実施に関し必要な事項
- (受講者名簿)

第9条 捜査第四課長は、施行規則第17条第1項の規定により届出のあった責任者につき、1回の講習ごとに、責任者講習受講者名簿（様式第1号）を作成するものとする。

(責任者講習の通知)

第10条 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、前条の責任者講習受講者名簿に基づき、施行規則第19条第1項の責任者講習通知書を作成し、これを講習の実施予定日の30日前までに到達するよう、受講者に送付するものとする。

(受講修了書の交付)

第11条 公安委員会は、提出を受けた施行規則第19条第2項の責任者講習受講申込書を取りまとめ、責任者講習受講者名簿に所要事項を記載するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により作成した責任者講習受講者名簿に基づき受講修了書を作成し、当該講習終了後に受講者に交付するものとする。

(講習の委託先)

第12条 公安委員会は、責任者講習を委託するときは、埼玉県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して行うものとする。

(委託する事務の範囲)

第13条 公安委員会がセンターに責任者講習を委託する場合における委託する事務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講習指導員及び部外講師の確保
- (2) 責任者講習の実施
- (3) 責任者講習通知書の作成、責任者講習受講申込書の受理並びに受講修了書の作成及び交付
- (4) 第7条第2項に規定する責任者講習用教材の配布
- (5) 講習会場の選定

(委託契約において明示すべき事項)

第14条 公安委員会は、責任者講習を委託するときは、責任者講習を実施するに当たって、センターが次に定める事項を遵守するように、委託契約においてこれらの事項を明示するものとする。

(1) 施行規則及び第2条から第7条までの規定に従うこと。

(2) 次に掲げる要件に該当する者のうちから講習指導員を選任しなければならないこと。

ア 暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第4条第1号及び第2号に該当する者であること。

イ 不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するための活動に従事した経験の期間が通算して3年以上であり、かつ、責任者講習における講習の指導について十分な知識及び技能を有すると認められる者であること。

(3) 部外講師に行わせる場合のほか、責任者講習における受講者の指導には、講習指導員以外の者を従事させないこと。

(4) 講習指導員が次のいずれかに該当することとなったときは、当該講習指導員を解任しなければならないこと。

ア 第2号の要件を欠くに至ったとき。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

ウ 講習指導員たるにふさわしくない非行のあったとき。

(5) 第8条に規定する講習計画に基づいて責任者講習を実施しなければならないこと。

(6) 講習計画に基づき、毎月末日までに、翌月分の責任者講習実施計画書（様式第2号）を作成し、公安委員会に提出しなければならないこと。

(7) 責任者講習実施計画書に記載した事項を変更（軽微なものを除く。）する場合には、変更した事項を公安委員会に届け出なければならないこと。

(8) 当該月の責任者講習実施結果を、責任者講習実施結果報告書（様式第3号）により、翌月10日までに、公安委員会に報告しなければならないこと。

(9) 次に掲げる書類を適切に保管し、責任者講習事務の実施状況を明らかにしておかなければならないこと。

ア 責任者講習実施計画書

イ 責任者講習受講者名簿の写し

ウ 責任者講習業務日誌（様式第4号）

エ 責任者講習実施結果報告書の写し

オ その他責任者講習の実施に関する関係書類

(受講者名簿の送付)

第 15 条 捜査第四課長は、公安委員会が責任者講習を委託した場合には、第 9 条の規定により確定した責任者講習受講者名簿の写しをセンターに送付するものとする。

2 センターは、責任者講習終了後、前項により送付を受けた名簿の写しに所要事項を記載し、責任者講習実施結果報告書に添付して公安委員会に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 7 月 30 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 28 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 5 月 25 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 25 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 9 月 30 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 9 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、令和 3 年 9 月 9 日から施行する。

別表（第4条関係）

責任者講習実施基準

(1) 定期講習の実施基準

| 講習事項 | 講習細目 | 内容 | 時間 |
|---|-------------------------------|---|-------------|
| 1 暴力団の現状と動向 | ア 最近の暴力団の特徴 | ○ 暴力団の寡占化、資金獲得活動、対立抗争、暴力団と銃器・薬物、暴力団の国際化等 | 1時間 |
| | イ 暴力団の排除対策及び取締りの現状 | ○ 警察が進める重点施策 | |
| 2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること。 | ア 法その他関係法令 | ○ 具体例を交えた暴力的要求行為の解説 | 1時間 |
| | イ 法別表に掲げる罪に係る法律 | ○ 代表的な暴力的不法行為等に当たる罪 | |
| 3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること。 | ア 不当要求に対応する使用人等の対応体制の整備に関する業務 | ○ 対応責任者として必要とされる資質及び心構え ○ 組織的対応の在り方 ○ 対応場所の施設、装備面での留意事項 | 1時間 ～2時間 |
| | イ 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務 | ○ 不当要求の実例 ○ 具体的対応要領 ○ 対応要領の教育方法 | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>ウ 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因等の調査及び警察への連絡等に関する業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の原因、調査等の方法 ○ 証拠の収集方法 ○ 効果的通報体制 | |
| | <p>エ 不当要求情報管理機関との連絡に関する業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不当要求情報管理機関から提供された情報の整備、管理及び活用 ○ 不当要求情報の収集方法 | |
| | <p>オ その他不当要求による事業者又は使用人等の被害を防止するために必要な業務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 同業種の事業所間相互の効果的連絡方法 ○ 警察が行う暴力団排除運動に対する協力方策 | |

(2) 選任時講習の実施基準

| 講習事項 | 講習細目 | 内 容 | 時 間 |
|--|--|---|---------|
| 1 暴力団の現状と動向 | 暴力団の現状 | ○ 暴力団の組織原理、人的要素、暴力団における資金の流れ等 ○ 暴力団犯罪の現状 | 1時間 |
| 2 法その他不当要求による被害を防止するために必要な法令に関すること。 | 法その他関係法令 | ○ 指定暴力団等の指定、暴力的要求行為の規制、対立抗争時の事務所の使用制限、センターの概要 | 1時間 |
| 3 責任者が講習細目に掲げる業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。 | ア 不当要求に対応する使用人等に対応体制の整備に関する業務 | ○ 責任者として必要とされる資質及び基本的心構え | 1時間～2時間 |
| | イ 使用人等に対する指導教育の実施に関する業務 | ○ 不当要求の代表的実例 ○ 具体的対応要領で基本的なもの | |
| | ウ 不当要求による被害が発生した場合の被害の状況、原因等の調査及び警察への連絡等に関する業務 | ○ 警察の組織機構、警察への連絡方法 ○ 警察の通報窓口 | |
| | エ 不当要求情報管理機関との連絡に関する業務 | ○ 不当要求情報管理機関の役割 ○ 登録機関の事務の概要 | |

(3) 臨時講習の実施基準

不当要求による被害を受けた事業者について、具体的対応要領、被害の原因、調査等の方法、証拠の収集方法等について行うこととする。

様式第4号 (第14条関係)

責任者講習業務日誌

| | | | |
|-----------|-----------|------|---|
| 講習の日時 | 年 月 日 曜日 | | |
| | 時 | 分から | |
| | 時 | 分まで | |
| 学級区分 | | | |
| 講習の実施場所 | | | |
| 講習の種別 | | | |
| 講習 体制 | 講習 指導員 | | |
| | 部外 講師 | | |
| 受講人員 | 人 | 欠講人員 | 人 |
| 講習の実施状況 | | | |
| 講習に使用した教材 | | | |
| 備考 | | | |